

土壤汚染対策法の概要について

○土壤汚染対策法の仕組み

◎土壤汚染状況調査

◇有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合、土地所有者等は、土壤の調査を実施する必要があります。ただし、その利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない場合、県に申請のうえ確認を受ければ、その状態が継続する間に限り、調査の実施を免除できます。

◇土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第3条及び第4条）

(第3条関係)

法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地においては、900m²以上の土地の形質変更するときは、土地の所有者等は、あらかじめ県に届出をする必要があります。

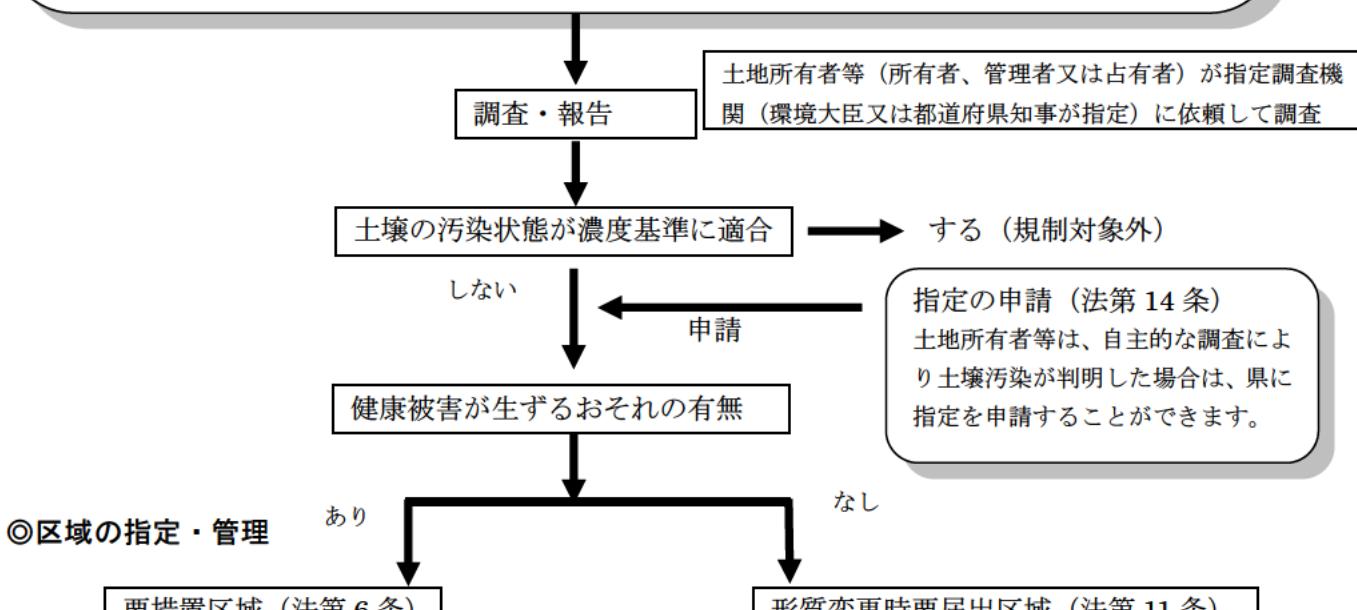
また、届け出された土地は、必ず土壤汚染状況調査が必要です。

(第4条関係)

3,000m²（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあっては900m²）以上の土地の形質変更をしようとする者は、形質変更の着手する日の30日前までに、県に届出をする必要があります。

県は、届け出された土地に土壤汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に土壤の調査を命令することができます。

◇土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき（法第5条）



【汚染の除去等の措置】（法第7条）

- ・県は土地の所有者等に対し汚染除去等計画の提出を指示します。
- ・汚染除去等計画を提出した者が、当該計画に従つて実施措置を講じていないときは、県は当該実施措置を構すべきことを命令することができます。

【土地の形質の変更の禁止】（法第9条）

- ・指示措置等として行う行為を除き、土地の形質の変更はできません。

【土地の形質の変更の届出等】（法第12条）

- ・土地の形質変更をしようとする者は、変更に着手する日の14日前までに県に届出をする必要があります。
- ・届出の内容が適切でないときは、県は計画の変更を命令することができます。

・県が区域の指定・公示（法第6条・第11条）をするとともに、台帳に記載して公衆に閲覧（法第15条）します。土壤汚染の除去等の措置が行われた場合には、区域の指定解除・公示をします。

◎汚染土壌の搬出等に関する規制

(要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土壌「汚染土壌」に限る。)

【汚染土壌の搬出時の届出】(法第 16 条)

- ・汚染土壌を要措置区域外へ搬出する場合は、その着手の 14 日前までに県に届出をする必要があります。
- ・届出の内容が適切でないときは、県は計画の変更を命令することができます。

【汚染土壌の処理の委託】(法第 18 条)

- ・汚染土壌を搬出する者は、汚染土壌処理業の許可業者に委託する必要があります。
(汚染土壌の運搬のみを行う者は除きます。)
- ・汚染土壌処理業者に処理を委託しなかった場合、県は必要な措置を命令することができます。(法第 19 条)

【管理票】(法第 20 条)

- ・運搬又は処理の委託者及び受託者は、汚染土壌に係る管理票を交付・保存等をする必要があります。

【運搬に関する基準】(法第 17 条)

- ・汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬に関する基準に従い、運搬する必要があります。
- ・運搬基準に違反して汚染土壌を運搬した場合、県は必要な措置を命令することができます。(法第 19 条)

【汚染土壌処理業】(法第 22 条)

- ・汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、県の許可を受ける必要があります。
- ◎汚染土壌処理施設の種類◎
 - ・汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行う必要があります。
 - ・汚染土壌処理業者により、汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたときは、県は必要な措置を命令することができます。(法第 24 条)
 - ・県は、汚染土壌処理業者が許可の要件に適合しなくなったときは、許可を取り消すことができます。(法第 25 条)
 - ・汚染土壌の処理の業を廃止、又は許可を取り消された汚染土壌処理業者は、土壤汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じる必要があります。(法第 27 条)

この他にも土壤汚染対策法の基づく規制がありますので、ご留意ください。